

フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業助成金交付要綱

(制定) 令和 7 年 6 月 25 日付 7 都環公技技第 357 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業実施要綱（令和 7 年 4 月 24 日付 7 環改計第 34 号。以下「実施要綱」という。）第 6 1 の規定に基づき、東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が連携して実施するフロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適切かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱における用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

(助成対象事業者)

第 3 条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、実施要綱第 4 1 に規定する者とする。

(助成対象事業)

第 4 条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第 4 2 に規定する事業とする。

(助成対象技術)

第 5 条 本助成金の交付対象となる技術（以下「助成対象技術」という。）は、実施要綱第 4 3 及びフロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業技術登録要綱（以下「技術登録要綱」という。）第 4 条の要件をすべて満たすものであって、かつ、次の要件をすべて満たすものとする。

- 一 業務用空調機器に導入される技術であること。
- 二 技術登録要綱に基づき、あらかじめ登録された技術であること。

(助成対象経費)

第 6 条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第 4 4 に規定する経費のうち公社が必要かつ適切と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成対象経費としない。

- 一 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費
- 二 中古又は故障中の機器の購入に係る経費
- 三 公的な資金の用途として、社会通念上不適切と認められる経費
- 四 第 11 条第 1 項の規定により、公社が交付決定を行った日より前に契約締結したものに係る経費

3 助成対象経費として申請のあった経費に助成対象事業者の自社製品の調達分又は助成対象事業者に関係する者からの調達分が含まれる場合は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。

(助成金の交付額)

第 7 条 本助成金の交付額は、実施要綱第 4 5 に規定する金額とする。

2 助成対象事業が国その他の団体からの助成金や補助等の経費の支援を受ける場合は、本助成金の交付額から当該支援等の確定後の額を控除するものとする。

(助成金の交付申請)

第 8 条 本助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公社が別に定める期間中に、助成金交付申請書（第 1 号様式）、誓約書（第 2 号様式）、助成事業実施計画書（第 3 号様式）を提出するものとする。

式)及び別表第1に掲げる書類を公社に提出するものとする。

- 2 公社が受付した申請書類に不備がある場合において、申請者又は手続代行者に公社が修正を求めた日の翌日から起算して60日以内に申請者又は手続代行者が当該不備の修正を行わないときは、その申請が撤回されたものとみなす。

(手続代行者)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、助成対象技術を販売又は提供する者等に対して依頼することができる。手続の代行は第14条第1項、第16条第1項、第17条、第19条第2項、第20条第1項、第21条第1項、第25条第3項、第29条第1項第二号及び第30条第1項の規定による申請書等を公社に提出する場合に準用する。

- 2 前項の規定により依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者(以下「手続代行者」という。)は、実施要綱第4 1(3)のア～オに該当しない者であることとする。
- 3 手続代行者は、依頼された手続について誠意をもって実施し、この要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めなければならない。
- 4 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められたときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができる。
- 5 手続代行者は、第36条で規定する電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う際には、申請や手続に関する同意事項及び注意事項について、申請者に対して適切に説明し、内容について確認を得た上で実施するものとする。

(交付申請の受付)

第10条 公社は、公社が別に定める期間中に、交付申請を受け付けるものとする。

- 2 公社は、申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の基金(以下「基金」という。)の範囲を超えた日(以下「基金超過日」という。)をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基金超過日に複数の申請があった場合は、公社は当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付申請額の合計が基金の範囲を超えない範囲で、受理するものを決定する。
- 4 公社が第1項の規定により交付申請を受付後、第11条第2項に規定する助成金交付決定通知書を受領する前に、申請者の事情変更により第8条第1項に規定する交付申請を取り下げの場合は、申請者は公社に対して書面により交付申請の取り下げを申し出るものとする。

(助成金の交付決定)

第11条 公社は、第8条による交付申請を受けた場合は、当該交付申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等に基づき、本助成金の基金の範囲内で助成金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 公社は、申請者に対し、前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書(第4号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第5号様式)により、その旨を通知するものとする。
- 3 公社は、前項の規定による通知に際して、次条に掲げるものとは別に必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第12条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定による交付決定の通知を受けた助成対象事業者(以下「助成事業者」という。)に対し、次に掲げる条件その他本助成金の適正な交付を行うために必要と認める条件を付すものとする。

- 一 この要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業(助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた事業をいう。以下同じ。)により取得し、整備し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

- 二 公社が第15条又は第24条第1項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、

これに従うこと。

- 三 公社が第25条第1項の規定により、本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第26条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第27条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 四 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、公社又は公社が指定する者が現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- 五 助成事業者が実施要綱第4 1（1）アに掲げる者にあつては、公式ウェブサイト、統合報告書等において、フロン対策に関する目標や取組を記載し、周知すること。
- 六 助成事業に係る発注及び施工は、前条による交付決定を行った日以降に行うこと。
- 七 助成対象経費について、本助成金以外に都または公社から交付される補助金等を受給しないこと。
- 八 前各号に掲げる事項のほか、助成事業者が助成事業の実施に当たり、実施要綱、この要綱の規定及び公社が別に定める手引等の記載事項、並びにその他法令の規定を遵守すること。

（協力義務）

第13条 助成事業者は、都及び公社が実施する本事業の効果分析等のためのデータ提供、アンケート調査等その他必要な事項に応じること。

（申請の撤回）

- 第14条 助成事業者は、第11条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、本助成金の交付申請を撤回しようとするときは、同条第2項の助成金交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第6号様式）を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、都に報告するものとする。
 - 3 公社は、第1項の規定による届出があった場合は、第11条第1項による交付決定はなかったものとみなすことができる。
 - 4 助成事業者は、第1項の規定による撤回の手続きが完了した後、交付申請の受付期間内であれば内容を変更し、再度交付申請ができるものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第15条 公社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（助成事業の計画変更に伴う申請）

- 第16条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第7号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
 - 二 助成対象経費の金額を変更しようとするとき。
 - 2 公社は、前項の規定による申請を受け、その内容が妥当であると認める場合は、当該申請に係る変更を承認するものとする。ただし、交付決定額の増額は承認しないものとする。
 - 3 公社は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を助成事業計画変更承認通知書（第8号様式）により、当該助成事業者に通知するものとする。
 - 4 公社は、第2項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（事業者情報の変更に伴う届出）

第17条 助成事業者は、個人事業主にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地等を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（第9号様式）を公社に提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第18条 助成事業者は、第11条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継（第30条第1項に規定する承継を除く。）をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

(事業遅延等の報告)

第19条 助成事業者は、第8条の規定により提出した助成事業実施計画書（第3号様式）又は第16条第1項の規定により提出し、同条第2項の規定により承認を受けた助成事業計画変更申請書の内容のとおり事業等を進捗させなければならない。

- 2 助成事業者は、やむを得ない理由により事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに助成事業遅延等報告書（第10号様式）を公社に提出し、その指示を受けなければならない。
- 3 公社は、前項の助成事業遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(助成事業の廃止)

第20条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成事業の全部若しくは一部を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第11号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る助成事業の廃止を承認するものとする。
- 3 公社は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を助成事業廃止承認通知書（第12号様式）により当該助成事業者へ通知するものとする。
- 4 公社は、第2項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(実績の報告)

第21条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに助成事業実績報告書兼助成金交付請求書（第13号様式）及び別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提出は、助成事業が完了した日（助成対象技術の設置に係る工事完了日又は経費支払完了日のいずれか遅い日のことをいう。）から起算して60日を経過した日又は公社が別に定める期限のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 3 第1項の規定による提出について、天災地変その他助成事業者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間までに行うものとする。
- 4 公社が受付けした第1項の書類に不備がある場合、申請者又は手続き代行者に修正を求めた日の翌日から起算して60日以内又は修正を求めた時に指定した期限以内に申請者又は手続き代行者が当該不備の修正を行わないときは、公社は交付決定を取り消すことができる。

(助成金の額の確定)

第22条 公社は、前条第1項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第11条第1項の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金額確定通知書（第14号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定する本助成金の額は、第11条第2項の助成金交付決定通知書に記載した交付決定額（第16条第2項の規定により交付決定額の変更が承認された場合にあっては、当該変更後の額）と、前条第1項により報告を受けた助成金の実績報告額のいずれか低い額とする。この場合において、本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付)

第23条 公社は、前条第1項の助成金額確定通知書により助成金の額を確定した後、助成事業者に本助成金を支払うものとする。

- 2 本助成金の交付の期限は、令和10年度までとする。

(交付決定の取消し)

第24条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第1項の規定による本

助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 第11条第1項の規定による本助成金の交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 この要綱又は実施要綱の規定その他公社の定める事項を遵守しなかったとき。
 - 四 助成事業者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - 五 第11条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例等に違反したとき。
 - 六 本事業に係る都又は公社の指示に従わないとき。
- 2 第1項の規定は、第22条第1項に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。
- 3 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者はその旨を助成金交付決定取消通知書（第15号様式）により、通知するものとする。

（助成金の返還）

- 第25条 公社は、助成事業者に対し、第15条又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、助成金返還請求通知書（第16号様式）により期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第17号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第27条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

（違約加算金）

- 第26条 公社は、第24条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（延滞金）

- 第27条 公社は、助成事業者に対し、第25条第1項の規定により本助成金の返還請求を行った場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（他の助成金等の一時停止等）

- 第28条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額を相殺するものとする。

（財産の管理及び処分）

- 第29条 取得財産等の所有権を持つ助成事業者は、取得財産等の管理及び処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。
- 一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）

に定められた耐用年数の期間において、善良な管理者の注意をもって管理し、本事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。

二 助成事業者は、別表第3に掲げる処分制限期間内に、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものの処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第18号様式）により公社の承認を受けること。

2 公社は、前項第2号の承認をしようとする場合は、取得財産等の所有権を持つ助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3-2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。

3 前項の規定による算出金の請求を受けた助成事業者は、これを公社に返還しなければならない。

4 公社は、前項の規定により、助成事業者から算出金が納付され、第1項第2号の承認をしたときは速やかに取得財産等処分承認通知書（第19号様式）により、その旨を当該助成事業者に対し通知するものとする。

（助成事業の承継）

第30条 助成事業者の地位の承継（相続、法人の合併、分割等に限る。）が行われた場合において、助成事業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継承認申請書（第20号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、助成事業承継（承認・不承認）通知書（第21号様式）により、承継者へ通知する。

3 公社は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（助成事業の経理）

第31条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 助成事業者は、前項の書類を第21条第1項に規定する助成事業実績報告書兼助成金交付請求書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から5年間保存しておかなければならない。

（調査等）

第32条 公社又は公社の指定する者は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

（指導・助言）

第33条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

（個人情報等の取扱い）

第34条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

（不正行為等の公表等）

第35条 公社は、申請者等及び工事施工会社等が虚偽及び不正行為などにより第8条第1項の規定に基づく交付申請を行った場合、次の各号の措置を講ずることができるものとする。

一 本助成金及び公社が行う他の助成金等の新しい申請の全部または一部について、一定期間受付を拒否すること。

二 申請者等及び工事施工会社等の名称及び不正の内容を公表すること。

2 前項による措置は、第24条第1項の規定による取消しを行った場合について準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第36条 本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による通知等)

第37条 本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。

なお、電子署名規程（令和5年11月24日付5都環公総総第569号）第3条第2項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 3 通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

(その他必要な事項)

第38条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、公社が別に定める。

- 2 本事業に係る都から公社への事務費補助期間の終了後は、この要綱において公社が行うこととされている各手続等については、都が行うものとする。

附 則（令和7年6月25日付7都環公技技第357号）

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第8条関係） ※備考を確認のうえ提出すること。

○：提出必須 △：該当する場合は提出

No.	提出書類	様式	備考	大企業	中小企業等その他法人	個人事業主
1	交付申請書類チェックリスト			○	○	○
2	助成金交付申請書	第1号様式		○	○	○
3	誓約書	第2号様式		○	○	○
4	助成事業実施計画書	第3号様式		○	○	○
5	履歴事項全部証明書（写しでも可）		- 発行日から3か月以内のものに限る。手続代行者がいる場合は手続代行者のものも提出すること。 - 登記情報提供サービスにて取得した電子データではないこと。 - 手続代行者がいる場合は、手続代行者の履歴事項全部証明書も提出すること。	○	○	×
	住民票の写し		- 発行日から3か月以内のものに限る。 - マイナンバー（個人番号）が記載されていないものであること。 - 手続代行者がいる場合は、手続代行者の住民票も提出すること。	×	×	○
6	設置場所（建物）の全部事項証明書（写し）			○	○	○
7	見積書（写し）		- 申請者宛のものであること。 - 助成対象として登録されている技術の見積であること。 - 第6条の経費の区分ごとの明細の記載及び見積を行った事業者の社印を要する。	○	○	○
8	設置工事の施工図面			○	○	○
9	工程表		工事を伴わない場合は提出不要。	○	○	○
10	従業員数がわかる公的書類		申請者が中小企業者で且つ資本金が中小企業基本法第2条第1項に規定されている金額を超えている場合に提出すること。	×	○	×

11	第三者利用許可書又は賃貸借契約書等（写し）		申請者と助成対象技術を設置する施設の所有者が異なる場合に提出すること。	△	△	△
12	自社又は資本関係にあたる会社からの調達に係る経費の算出根拠		利益等排除に該当する場合に提出すること。	△	△	△
13	国等の助成金等において受領した交付決定通知書等（写し）		・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出すること。	△	△	△
14	申請書類に関する電子データ			○	○	○
15	その他公社が指示する書類		公社が指示する場合に提出すること。	△	△	△

別表第2（第20条関係） ※備考を確認のうえ提出すること。

○：提出必須 △：該当する場合は提出

No.	提出書類	様式	備考	大企業	中小企業等その他法人	個人事業主
1	実績報告書チェックリスト			○	○	○
2	助成事業実績報告書兼助成金交付請求書	第13号様式		○	○	○
3	助成対象技術の導入に係る売買契約書又は工事請負契約書等（写し）		・契約日・契約者（申請者名であること）等が記載されていること ・契約が複数ある場合は契約ごとに全て提出すること	○	○	○
4	通信、サービス利用を開始した日が確認できる書類		・通信費、サービス利用費を助成対象経費として申請した場合に提出すること	△	△	△
5	領収書（写し）		・申請者宛のものであること ・複数事業者から調達している場合は全ての領収書を提出すること。	○	○	○
6	助成対象経費に係る内訳が確認できる書類（写し）		・見積時から内容に変更があった場合に提出すること。 ・申請時の見積書と同等の記載内容であること。	△	△	△
7	助成対象技術が導入された状況等を示す写真			○	○	○

8	自社又は資本関係にあたる会社からの調達に係る経費の算出根拠		利益等排除に該当する場合に提出すること。	△	△	△
9	国等の助成金等において受領した交付額確定通知書等（写し）		・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・完了報告書提出時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、公社へ相談すること。	△	△	△
10	助成金振込口座が確認できる資料		・申請者のものであること。 ・通帳の写し等	○	○	○
11	フロン対策に係る目標等を公表していることが分かる資料又はフロン対策に関する取組状況を示した資料		・助成事業者が大企業の場合のみ提出すること。 ・プレスリリース、ホームページの写し等でも可。	○	×	×
12	申請書類に関する電子データ			○	○	○
13	その他公社が指示する書類		公社が指示する場合に提出すること。	△	△	△

別表第3（第28条関係）

取得財産等	処分制限期間
IoT機器及び付帯設備	5年